

平成 27 年第 4 回せたな町議会臨時会

平成 27 年 5 月 25 日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 1 号 平成 27 年度せたな町一般会計補正予算（第 3 号）
- 6 議案第 2 号 工事請負契約の締結について（大成総合支所改修工事（建築主体））
- 7 議案第 3 号 工事請負契約の締結について（瀬棚総合支所改修工事（建築主体））
- 8 議案第 4 号 工事請負契約の締結について（小川橋補修工事）
- 9 議案第 5 号 工事請負契約の締結について（大成区水道施設整備工事（8 工区））
- 10 議案第 6 号 工事請負契約の締結について（大成区水道施設整備工事（9 工区））
- 11 議案第 7 号 工事請負契約の締結について（大成区水道施設整備工事（10 工区））
- 12 議案第 8 号 工事請負契約の締結について（連絡幹線新設工事（2 工区））
- 13 議案第 9 号 工事請負契約の締結について（連絡幹線新設工事（3 工区））
- 14 議案第 10 号 建設工事委託に関する協定締結について（瀬棚中継ポンプ場建設工事委託業務）
- 15 議案第 11 号 物品購入契約の締結について（水道メーター器）

○出席議員（12 名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 細 川 伸 男 君 | 2 番 神 田 和 浩 君 |
| 3 番 江 上 恭 司 君 | 4 番 本 多 浩 君 |
| 5 番 石 原 広 務 君 | 6 番 梶 田 道 廣 君 |
| 7 番 大 湯 圓 郷 君 | 8 番 真 柄 克 紀 君 |
| 9 番 平 澤 等 君 | 10 番 大 野 一 男 君 |
| 11 番 熊 野 主 税 君 | 12 番 菅 原 義 幸 君 |

○欠席議員（0 名）

1. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 高 橋 貞 光 君
教育委員会委員長 田 井 重 久 君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

総務課長	西村	晋悟	君
財政課長	佐々木	正則	君
建設水道課長	原	進	君
建設水道課長補佐	平田	大輔	君

《大成総合支所》

総合支所長	堂端	重雄	君
地域町民課長補佐	萩原	勝幸	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成田	円裕	君
-----	----	----	---

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	横川	洋二	君
事務局次長	丹羽	小百合	君
事務局書記	松林	功	君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員は 12 名で定足数に達していますので、平成 27 年第 4 回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において 2 番、神田和浩君、3 番、江上恭司君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大成歯科診療所の再開について報告をさせていただきます。

大成歯科診療所の今後の診療体制につきましては、第 1 回定例会で行政報告させていただき、4 月 10 日を期限として委託先の募集を進めておりましたが、残念ながら応募はありませんでした。しかし、その後きたひやま歯科クリニック経営者で札幌の医療法人社団滞和会から、歯

科診療所を視察したい旨問い合わせがあり、その視察の結果、開業することを決定していただいたところです。開業日につきましては6月10日水曜日からとし、毎週水曜日から金曜日の3日間とされ、開業時間は水曜日が午後2時から午後7時まで、木曜日と金曜日が午前9時から午後6時までの開業となりましたので、ご報告させていただきます。

なお、歯科診療所の開業に伴い、医療機器等の整備が新たに必要となることから、本臨時会に補正予算を提案させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案1ページになりますが、今回、提案申し上げます補正予算につきましては、行政報告で申し上げましたとおり、大成歯科診療所の再開に伴い医療機器などの整備についてお願いするもので、現在の歳入歳出予算の総額に345万9,000円を追加し、総額を91億9,777万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが4ページをお開きください。歳出4款衛生費、7目保健施設管理費において、医療機器などの整備についてお願いするものであります。

この財源といたしまして歳入18款繰越金、1目繰越金において前年度繰越金を増額し、収支の均衡を図っております。

説明は以上であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由でご理解できると思いますので、説明を省略いたし、質疑を許します。

大野議員。

○10番（大野一男君） 予算の計上については何も申し上げることはありませんが、ただ1点だけ関連でちょっとお聞かせいただきたいんですが、大成の歯科診療所住宅の部分も併設してありますが、そこの部分の利用については前回の打ち合わせの中で、どのような形になっているのかご報告をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 堂端大成総合支所長。

○大成総合支所長（堂端重雄君） 先ほどの町長の行政報告で申し上げましたとおり、視察に来ていただいたときには、具体的なお話はなかったんですが、いずれにしても3日間の開業ということで、北檜山と行き来になるのかとも推察できるわけですが、当面、3日間のうちは2日間ぐらいは泊まりながら診療すると。このような状況ではないかと。具体的には今まだ、医師とも、この医師が来るということは決定しておりませんが、開業までには具体的なものが提

出されると思いますが、いずれにしても住宅は使用するということになっているようでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

○10番（大野一男君） はい。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第2号 工事請負契約の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案の5ページでございます。本件につきましては、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは議案第2号の内容についてご説明いたします。今回議決をお願いいたしますのは、大成総合支所にせたな消防署大成支署を増築整備することに伴う改修事業の建築主体工事でございます。

その内容につきましては、大成消防支署の整備、鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ床面積337.85平方メートル及び公用車車庫の新築2棟、延べ床面積240.51平方メートル及び大成総合支所の内部一部改修を行うものでございます。工事の名称につきましては、大成総合支所改修工事（建築主体）、契約の金額は1億9,299万6,000円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区北檜山135番地11、城ヶ端建設株式会社、代表取締役、城ヶ端政

次。

参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成２８年１月２９日までとなっております。なお、指名業者及び入札の結果につきましては、別冊でお配りしている資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第７ 議案第３号

○議長（菅原義幸君） 日程第７、議案第３号 工事請負契約の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案の７ページでございます。本件につきましても、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、予定価格が５，０００万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは議案第３号の内容についてご説明いたします。今回議決をお願いいたしますのは、瀬棚総合支所にせたな消防署瀬棚分遣所を増築整備することに伴う改修事業の建築主体工事でございます。

その内容につきましては、瀬棚分遣所の整備、鉄骨造り平屋建て、延べ床面積２２１．２９平方メートル及び瀬棚総合支所内部の一部改修を行うものでございます。工事の名称につきましては、瀬棚総合支所改修工事（建築主体）、契約の金額は８，８５６万円、契約の相手方は、久遠郡せたな町北檜山区徳島１４３番地、株式会社内田建設、代表取締役、内田尊之。

参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成27年度12月11日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果につきましては、別冊で配りの資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第4号 工事請負契約の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書の9ページでございます。本件につきましても、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今回議会第4号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施するものであります。

内容といたしましては、北檜山区内にあります町道南岸線2級河川小川に係る小川橋について補修をいたします。当橋については昭和43年の供用で、橋梁長は43.7メートル、幅員といたしまして6メートル、上部工といたしましては、単純鋼板の2連となっております。工事の名称でございます。小川橋補修工事、契約の金額6,458万4,000円、契約の相手方です。伊関・北工経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町北檜山区北檜山135番地、株式会社伊関組、代表取締役社長、井関寿之。構成員、久遠郡せたな町北檜山区豊岡114番

地 7、北工建設株式会社、代表取締役、佐藤佑二。

参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成 28 年 2 月 26 日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第 9 議案第 5 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 9、議案第 5 号 工事請負契約の締結を議題といたします。

細川伸男議員は地方自治法 117 条の規定によって、除斥の対象となりますので退場を求めます。

（細川議員退席）

○議長（菅原義幸君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書の 11 ページでございます。本件につきましても、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今回議案第 5 号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、大成区水道整備工事のうちの 8 工区でございます。

内容といたしましては、久遠漁港地先であります久遠本陣地区において、町道久遠市街地線、久遠金ヶ沢線及び東部丸山団地線及び町道久遠東部団地線等に、口径 50 ミリから 150 ミリ

の配水管を延長約2,074メートル布設する工事であります。工事の名称でございます。大成区水道施設整備工事（8工区）、契約の金額7,749万円、契約の相手方です。細川・佐藤
経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町北檜山区北檜山94番地5、細川建設工業株式
会社、代表取締役、細川伸男。構成員、久遠郡せたな町瀬棚区本町8番地、佐藤建設工業株式
会社、代表取締役、児島永幸。

参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成27年12月28日
までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおり
となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで細川伸男議員の入場を許可します。

（細川議員着席）

◎日程第10 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第6号 工事請負契約の締結を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書は13ページでございます。本件につきましても、せたな町議
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格
が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今回議案第6号で議決をお願いいたします工事請負契約につ

きましては、大成区水道施設整備工事のうちの9工区でございます。

内容といたしましては、8工区の終点であります町道久遠市街線から道道北檜山大成線を経由いたしまして、都地区の北檜山大成線より山側の町道に口径50ミリから150ミリの配水管を延長約2,676メートル布設する工事であります。工事の名称でございます。大成区水道施設整備工事（9工区）、契約の金額9,001万8,000円、契約の相手方です。三和・内田経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町大成区久遠120番、株式会社三和建設、代表取締役、大野一。構成員、久遠郡せたな町北檜山区徳島143番地、株式会社内田建設、代表取締役、内田尊之。

参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成27年12月28日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第7号 工事請負契約の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書の15ページでございます。本件につきましても、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今回議案第 7 号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、大成区水道施設整備工事のうちの 10 工区でございます。

内容といたしましては、9 工区の対面側に当たります北檜山大成線を挟んだ都地区の海岸側の町道及び上浦漁港地先、町道沢町線通線等に、口径 50 ミリから 100 ミリの配水管を延長は 2, 744 メーター布設する工事であります。工事の名称でございます。大成区水道施設整備工事（10 工区）、契約の金額 9, 039 万 6, 000 円、契約の相手方です。高橋・松本経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町瀬棚区本町 403 番地、株式会社高橋建設せたな本店、専務取締役本店長、坂下正治。構成員、久遠郡せたな町北檜山区北檜山 258 番地、松本建設株式会社、代表取締役、松本由昭。

参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成 27 年 12 月 28 日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第 12 議案第 8 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 12、議案第 8 号 工事請負契約の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書の 17 ページでございます。本件につきましても、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5, 000 万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今回議案第 8 号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、今年度、瀬棚北檜山両処理区の統合を実施するに当たり、せたなクリーンセンターから北檜山処理区西端にあります道道北檜山大成線と旧国鉄線路跡地交差部に設置されているマンホールまでの間、延長約 3, 9 8 3 メーターを連絡する幹線管渠工事のうちの 2 工区であります。

内容といたしましては、マンホールポンプ所を一箇所築造し、旧国鉄線路跡地に口径 1 0 0 ミリの圧送管を延長約 1, 1 4 0 メーター布設する工事であります。工事の名称でございます。連絡幹線新設工事（2 工区）、契約の金額 5, 4 4 8 万 6, 0 0 0 円、契約の相手方です。久遠郡せたな町瀬棚区本町 8 番地、佐藤建設工業株式会社、代表取締役、児島永幸。

参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第 1 3 議案第 9 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 1 3、議案第 9 号 工事請負契約の締結を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案の 1 9 ページでございます。本件につきましても、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5, 0 0 0 万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今回議案第 9 号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、先ほど議案第 8 号で説明させていただいた続きの工区であります。

内容といたしましては、旧国鉄線路跡地町道栽培センター通り線、町道川尻線を経由して、せたなクリーンセンターまでに、口径 100 ミリの圧送管を延長約 1,165 メーター、口径 150 ミリの自然流下管を延長約 604 メーター布設する工事であります。工事の名称でございます。連絡幹線新設工事（3 工区）、契約の金額 5,616 万円、契約の相手方です。久遠郡せたな町北檜山区豊岡 114 番地 7、北工建設株式会社、代表取締役、佐藤佑二。

参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成 27 年 11 月 19 日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第 14 議案第 10 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 14、議案第 10 号 建設工事委託に関する協定締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書の 21 ページでございます。本件につきましては、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に準じて、予定価格が 5,000 万円を超えるため契約締結上必要な議会議決を求めるものであります。

内容については課長に説明いたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今回議案第１０号で議決をお願いいたします協定締結につきましては、瀬棚北檜山処理区を統合するに当たりせたなクリーンセンターで従来处理していた汚水を北檜山下水処理場に送るために、現有施設の一部を利用して中継ポンプ場を建設いたしますことから、その建設工事を委託するものであります。

内容につきましては、監視制御施設、運転操作施設、汚水ポンプ施設等でございます。業務の種類でございます。瀬棚中継ポンプ場建設工事委託業務、契約の金額１億３，８００万円、契約の相手方です。東京都文京区湯島２丁目３１番２７号、日本下水道事業団理事長、谷戸善彦。

参考としまして、履行期間につきましては契約締結の日の翌日から平成２８年３月３１日までとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第１５ 議案第１１号

○議長（菅原義幸君） 日程第１５、議案第１１号 物品購入契約の締結を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書の２３ページでございます。本件につきましては、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、予定価格が７００万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今回、議案第 11 号で議決をお願いいたします購入契約につきましては、水道メーター器でございます。水道メーター器の有効期間といたしましては、計量法で 8 年と定められていることから、町内で更新対象となる口径 13 ミリから 75 ミリの水道メーター器を 516 個購入するものであります。物品の種類でございます。水道メーター器、契約の金額 1,371 万 6,000 円。契約の間の相手方です。久遠郡せたな町北檜山区北檜山 261 番地、株式会社丸さ佐々木金物店、代表取締役、佐々木英人。

参考といたしまして、納入期日につきましては契約締結の日の翌日から平成 27 年 7 月 30 日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成 27 年第 4 回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 37 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年6月1日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 神 田 和 浩

署 名 議 員 江 上 恭 司